



クラウドクレジット株式会社

2020年6月16日

カメルーン中小企業支援プロジェクトおよび

カメルーン農業支援ファンドの状況についてのご報告

対象ファンド：

カメルーン中小企業支援プロジェクト 2号
カメルーン中小企業支援プロジェクト 7号
カメルーン中小企業支援プロジェクト 8号
カメルーン中小企業支援プロジェクト 9号
カメルーン中小企業支援プロジェクト 10号
カメルーン中小企業支援プロジェクト 12号
カメルーン中小企業支援プロジェクト 13号
カメルーン中小企業支援プロジェクト 14号
カメルーン中小企業支援プロジェクト 15号
カメルーン中小企業支援プロジェクト 17号
カメルーン中小企業支援プロジェクト 18号
カメルーン中小企業支援プロジェクト 19号
カメルーン中小企業支援プロジェクト 20号
カメルーン中小企業支援プロジェクト 21号
カメルーン中小企業支援プロジェクト 22号
カメルーン中小企業支援プロジェクト 23号
カメルーン中小企業支援プロジェクト 24号
カメルーン中小企業支援プロジェクト 25号

【為替ヘッジあり】カメルーン中小企業支援プロジェクト 1号
【為替ヘッジあり】カメルーン中小企業支援プロジェクト 2号
【為替ヘッジあり】カメルーン中小企業支援プロジェクト 3号
【為替ヘッジあり】カメルーン中小企業支援プロジェクト 4号
【為替ヘッジあり】カメルーン中小企業支援プロジェクト 7号
【為替ヘッジあり】カメルーン中小企業支援プロジェクト 8号
【為替ヘッジあり】カメルーン中小企業支援プロジェクト 9号
【為替ヘッジあり】カメルーン中小企業支援プロジェクト 10号
【為替ヘッジあり】カメルーン中小企業支援プロジェクト 11号
【為替ヘッジあり】カメルーン中小企業支援プロジェクト 12号
【為替ヘッジあり】カメルーン中小企業支援プロジェクト 13号

- 【為替ヘッジあり】カメルーン中小企業支援プロジェクト 14 号
- 【為替ヘッジあり】カメルーン中小企業支援プロジェクト 15 号
- 【為替ヘッジあり】カメルーン中小企業支援プロジェクト 16 号

- カメルーン農業支援ファンド 1 号
- カメルーン農業支援ファンド 2 号
- カメルーン農業支援ファンド 3 号
- カメルーン農業支援ファンド 4 号
- カメルーン農業支援ファンド 5 号
- カメルーン農業支援ファンド 6 号

平素は格別なお引立てを賜り誠にありがとうございます。
本ファンドにつきまして、以下の通りご報告させていただきます。

【本ファンドの概要】

本ファンドは、当社エストニア法人が投資家様からご出資いただいた資金で、本件債務者 (Pan Africa Investment Funding Limited PCC) を経由して、カメルーンの現地パートナーである Ovamba Cameroon Solutions Sarl (以下「Ovamba 社」) が行うトレードファイナンスに参加するファンドです。

【前ご報告 (2020 年 5 月 19 日) 以降の当社の対応状況等についてのご報告】

当社では Ovamba 社グループと決定的な認識相違があることを認識した 2019 年 12 月 23 日まで、および 2019 年 12 月 23 日以降に Ovamba 社グループから情報の提供を受ける等により確認を行ってきた内容をふまえ、以下の文章を 2020 年 6 月 2 日に Ovamba 社グループの CEO である Marvin Cole および Viola Llewellyn の両名に E メールにて送付しました。同日、Marvin Cole CEO からレビューを行う旨のメールの返信がきており、2020 年 6 月 16 日現在、先方でのレビュー待ちの状態となっています。

引き続き Ovamba 社グループとの確認状況等を月次でご報告させていただきます。カメルーン中小企業支援プロジェクトおよびカメルーン農業支援ファンドに対するご理解を賜りますようお願い申し上げます

尚、送付した文中には以下の略称および用語を用いております。

- CCE : CROWD CREDIT ESTONIA OÜ、クラウドクレジットのエストニア法人
- OCS : OVAMBA CAMEROON SOLUTIONS SARL、Ovamba 社グループのカメルーン法人
- PAIF : PAN AFRICA INVESTMENT FUNDING, LIMITED、Ovamba 社グループのモーリシャス法人
- Credit Agreement : 当社グループが Ovamba 社グループによるトレードファイナンスに参加するために締結された与信契約
- Master Participation Interest Agreement : Ovamba 社グループのカメルーン国内でのトレードファイナンスに対し、Ovamba 社グループのモーリシャス法人が参加するために締結された契約

- ローンランシェ：当社ファンドを原資とした当社エストニア子会社からの貸付について、ファンド毎に資金管理を要することから当該表現を使用
- ライトオフ（ポリシー）：Ovamba 社におけるトレードファイナンスの貸倒処理、適用方針
- フロート契約：1つのトレードファイナンスが満期を迎え、相手方の中小企業が財産物の買戻しを行うと同時に OCS が新たなトレードファイナンスを約定することを事前に約束する契約
- バイアウト取引：最終期限を迎えていないトレードファイナンスにおいて、期間中に当社が参加している特定の取引を当社の他ファンドへと割り当てる取引
- オフショア取引：Ovamba 社より「トレードファイナンス契約はカメルーン国内で締結するが、輸入品代金支払いなどのために資金決済をカメルーン国外で行う取引」との説明を受けていたが、当社ファンドの募集時には予定されておらず、承諾もしていないストラクチャーによって Ovamba 社グループがカメルーン国外で締結していたと判明した取引

【2020年6月2日にクラウドクレジットがOvamba社グループに送付した文章（日本語訳）】

これまで当社で収集し、調査した情報に基づき、以下の認識を有するに至っている。記載事項の章末に当社からの依頼事項を示しているので注意深く読み、対応することを要請する。

【CCEが前提としている契約条件】

1. クラウドクレジットグループがクラウドファンディングで集めた資金は、OCSが行う「カメルーン国内のトレードファイナンス」に用いられるべく、CCEとPAIFで2016年3月16日に締結したCredit Agreementに基づいて貸付けられた。PAIFはOCSに対し、同じく2016年3月16日に締結されたMaster Participation Interest Agreementに従ってトレードファイナンスに参加するものである。
2. 上記締結後、CCEからPAIFに別々のローンランシェとして貸付が実行されており、それぞれPAIFにて号数管理を行うものとする。また、OCSにおいてもランシェ個別の管理を行う必要性を認識しており、附番管理を行うものとする。
3. OCSの各トレードファイナンスにおける運用方針は以下である。
 - i. OCSはカメルーン国内の各トレードファイナンスを実行するに際し、OCSの報酬およびトレードファイナンスに必要な費用を適切なタイミングで取引のリターンから控除出来る。
 - ii. PAIFからの資金はカメルーン中小企業支援プロジェクトファンドを原資とするものについて月利1.5%、カメルーン農業支援ファンドを原資とするものについて月利1.0%の投資リターンが達成出来るようカメルーン国内のトレードファイナンス案件に割り当てる。なお、カメルーン農業支援ファンドを原資とするものについては資金の大半をカメルーンのP社とのトレードファイナンス取引に当てる。
 - iii. CCEへの償還期限が到来する前にトレードファイナンスで回収できた資金は、他トレードファイナンスへの参加に用いることが出来る。但し、その場合、新たに参加するトレードファイナンスの相手先は、取引の時点で回収延滞が起きていない正常先でなければならない。

- iv. 上記について、新たにトレードファイナンスを行う際は CCE へ個別情報を直ちに通知を行うものとする。
 - v. OCS はライトオフポリシーに従い、トレードファイナンスの回収継続または中止を判断し、CCE へ個別情報を直ちに通知を行うものとする。
 - vi. OCS は特定のカメルーン中小企業との間でフロート契約を締結することは可能だが、OCS は個別トレードファイナンスが満期を迎えるとともに中小企業から継続取引を要請されたとき、当該中小企業の返済能力に問題がないことを確認したうえで応じるものとする。
4. PAIF は OCS からトレードファイナンスの終了によって回収した資金を可及的速やかに CCE へ返済する義務がある。

【CCE が認識している違反事項等の事実】

1. (ファンドの分別管理および適切な計理の失敗) PAIF は OCS のトレードファイナンスに参加した CCE の資金について、個別の附番を行わず、適切な分別管理を行っていない。そのため、各トランシェの現時点のステータスおよび最終的な回収金額を確定出来ない状態にある。
2. (ファンド運用に関する通知の過怠) PAIF は OCS でフロート契約およびバイアウト取引に参加した旨を適切なタイミングで CCE に通知することを怠っている。また、フロート取引について、資金需要者から継続取引を求められたときにどのようなリスク確認を行って要請に応じたのかもブラックボックスとなっている
3. (資金返済義務の違反) また、現在も PAIF はモーリシャスの管理会社変更手続きの遅延を理由に返済を遅延させており、CCE に対して 1.038M EUR 相当の資金返済を行っていない。
4. (規定外の取引への参加) OCS は PAIF からの資金について、米国デラウェア州籍の法人である OSI が G 社および S 社と行った取引に参加させている。これは CCE と PAIF との間の Credit Agreement の規定には含まれていない範囲の取引である。PAIF は当該トレードファイナンスについて、当該事実を CCE に十分に説明していない。
5. (規定外の取引への参加の不承諾) CCE は上記カメルーン国外のトレードファイナンスに参加する意思はなく、資金の源泉である各クラウドファンディングの募集条件における法的な記載にも含めていない。そのため、これらの取引への参加を認めることは出来ない。また、それを認める同意書面を PAIF または OCS に提出していない。
6. (規定外の費用の計上) OCS は PAIF からの資金で参加するトレードファイナンスに要する費用としてカメルーン国外への移動費用等を計上している。CCE と PAIF との間の Credit Agreement はカメルーン国内でのトレードファイナンスへの参加のみを目的としており、直接の正当性がある費用として認められるものではない。また、その報告も 2019 年以降になってからで、延滞しているローン・トランシェが費用賦課せざるを得なくなっている。

7. (規定外の費用の計上の不承諾) CCE は上記カメルーン国内のトレードファイナンスと直接的な関係が認められない費用を計上することについて認めることは出来ない。また、それを認める同意書面を PAIF または OCS に提出していない。
8. (財務諸表の未提出) クラウドクレジットグループでは投資家向けの情報開示として、貸付先および信用リスクが大きく影響する関係会社の財務諸表の開示を行っている。しかし、PAIF および OCS はそれらの情報提供を拒んでいる。

【CCE が主張する事項】

1. 2020年5月現在、PAIF が有する 1.038M EUR 相当の資金を遅滞なく CCE へ送金すること。
2. カメルーン国内のトレードファイナンスのために用いられたものではないオフショア取引への参加を無効とし、当該資金を CCE の各ファンドへ還元すること。
3. カメルーン国内のトレードファイナンスのために用いられたものではない費用計上を取り消し、当該資金を CCE の各ファンドへ還元すること。
4. 上記処置を含めた適切なファンド計理処理を行い、CCE に報告すること。

【2020年6月2日にクラウドクレジットが Ovamba 社グループに送付した文章 (原文)】

With information which we have collected and looked up, we are coming to the following understanding. And, also I wrote down our requests in the end part, please read them carefully.

[Terms and Conditions which CCE prerequisites]

1. The funds collected by the Crowd Credit Group through crowdfunding are loaned based on the Credit Agreement signed by CROWDCREDIT ESTONIA OÜ (hereinafter referred to as CCE) and PAN AFRICA FUNDING CELL(hereinafter referred to as PAIF) on March 16, 2016 to be used for "domestic trade finance in Cameroon" conducted by Ovamba Cameroon Solutions Sarl (hereinafter referred to as OCS) which were given in multiple tranches. PAIF participates in those trade finances of OCS in accordance with the Master Participation Interest Agreement also signed on March 16, 2016.
2. After the conclusion of the above, loans were being provided from CCE to PAIF as separate tranches in multiple times, and PAIF shall manage each tranche with particular transaction number (e.g. CC4). Also, OCS should recognize the need to manage each tranche individually under specific transaction number.

3. The operational policy of each trade finance of OCS is as follows.
 - i. OCS deducts its remuneration and costs required for trade finance from relevant returns at the appropriate time when executing each trade finance in Cameroon.
 - ii. The funds from PAIF are assign to those trade finance transactions in Cameroon aiming to achieve an investment return of 1.5% per month for those funded by the “Cameroon SME Support Project Fund Series” and 1.0% per month for those funded by the “Cameroon Agriculture Assistance Fund Series”. The majority of the funds sourced from the “Cameroon Agricultural Assistance Fund Series“ was used for trade finance transactions with Company referred to as ”P” in Cameroon.
 - iii. The funds collected by trade finance before the redemption due to CCE can be used for participating in other trade finance. However, in these cases, the newly participating trade finance counterparties must be a non-distressed counterparty with no collection delinquency at the time of the transaction.
 - iv. In regard to the above, when mobilizing collected funds to new trade finance transaction, OCS/PAIF should notify CCE with its details.
 - v. OCS determines whether to continue or cancel the collection of trade finance in accordance with its write-off policy, and immediately notifies CCE of such transaction.
 - vi. OCS may enter into “float trading”. This is a contract in which OCS executes a new trade finance transaction at the same time as prior trade finance transaction reaches maturity and the SME buys back property. Although, OCS can enter into this float contract with a specific Cameroon SME, only when OCS confirms that those SMEs have no repayment delinquency at the time of those SMEs request continuous transactions.
4. PAIF has an obligation to repay those funds collected from OCS by the end of trade finance to CCE as soon as possible.

[Violations recognized by CCE]

1. (Failure in segregate management of each fund tranche and Failure of appropriate accounting) PAIF does not perform the segregation of individual tranche and does not properly segregate funds of CCE’s participation in OCS trade finance transaction. Therefore, the current status of each loan tranche and the final recovery amount cannot be determined.
2. (Failure of proper fund status reporting) PAIF fails to notify CCE at the appropriate timing that it has participated in buy-out and float trade at OCS. Also, regarding float trades, it is also a black box as to what kind of risk confirmation and request were made when a demand for continuous transactions was requested by a fund customer.
3. (Violation of obligation to repay funds) Also, PAIF is still delaying repayments because of delay in the process of changing the management company in Mauritius and has not repaid an equivalent to

1.038 Million EUR to CCE.

4. (Participation in out-of-specification transactions) OCS is participating in transactions with Company referred as to "G" and "S" conducted by Ovamba Solutions, Inc. in the US state of Delaware by mobilizing funds from PAIF. These are the transactions outside the scope of the Credit Agreement between CCE and PAIF. Adding that fact, PAIF has not fully explained the facts of legal deficiency to CCE regarding these trade finance transactions.
5. (Negative refusal to participate in transactions other than the regulations) CCE has not intended nor included in the legal description in the conditions of each crowdfunding, which is the source of funds, regarding the participation in trade finance outside Cameroon. As such, the participation in these offshore transactions cannot be granted. In addition, we have not issued any written consent to participate those offshore trades to PAIF or OCS.
6. (Accounting for non-regulated expenses) OCS records the cost of travelling outside Cameroon as a cost required for trade finance to participate with PAIF funds. The Credit Agreement between CCE and PAIF is solely for participation in trade finance within Cameroon and is not directly admitting such cost. In addition, the report has also been made since 2019 with delay, and the overdue loan tranche has been forced to impose such costs.
7. (Refusal to accrue extraordinary expenses) CCE cannot approve accruing expenses that are not directly related to the above-mentioned domestic trade finance transaction in Cameroon. In addition, we have not issued a written consent of those costs to PAIF nor OCS.
8. (Not submitted financial statements) Crowd Credit Group discloses financial statements of its borrowers and affiliated companies as they are critical information to Crowd Credit investors. However, PAIF and OCS have refused to provide such information without appropriate reasons.

[Claims from CCE]

1. PAIF's 1.038 Million EUR worth of funds available as of May 2020 should be transferred to CCE without any further delay.
2. Make the participation in offshore transactions null and void, and return the principal amount mobilized for such transactions to CCE.
3. Cancel expenses not used for domestic trade finance in Cameroon and return the funds to CCE.
4. Perform appropriate fund accounting/reconciliation including the above-mentioned modifications, and report to CCE.



今後とも状況に変化が生じた場合は、速やかにご報告させていただきます。カメルーン中小企業支援プロジェクトおよびカメルーン農業支援ファンドに対するご理解を賜りますようお願い申し上げます。

会社概要（クラウドクレジット・ファンディング合同会社）

【代表社員】 クラウドクレジット株式会社

【設立年月】 2016年3月

【資本金】 1,000,000円

【住所】 東京都中央区日本橋茅場町一丁目8番1号

クラウドクレジット・ファンディング合同会社、エストニアグループ会社（Crowdcredit Estonia OÜ）およびクラウドクレジット株式会社（連結ベース）の主な経営・財務指標は以下のとおりです。

	資本金	総資産	総負債	純資産	売上高	営業損益	経常損益	当期純利益
クラウドクレジット・ファンディング合同会社 (2018年12月末現在・単位：千円)	1,000	10,751,200	10,769,258	△18,058	1,145,306	1,903	2,925	2,847
Crowdcredit Estonia OÜ (2018年12月末現在・単位：ユーロ)	5,000	76,657,401	75,058,999	1,598,402	7,513,535	967,565	967,572	967,572
クラウドクレジット株式会社(連結ベース) (2018年12月末現在・単位：千円)	50,000	12,980,958	12,193,632	787,326	1,309,129	△484,881	△483,556	△504,219

※会計期間(2018年1月1日から2018年12月31日まで)の金額を記載しております。